

厳原港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成 30 年 10 月

厳原港港湾管理者

長 崎 県

本計画は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成 9年10月 第27回長崎県地方港湾審議会
- ・平成 9年11月 港湾審議会第164回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成15年 9月 第37回長崎県地方港湾審議会
- ・平成1 年 2月 第40回長崎県地方港湾審議会
- ・平成24年 1月 第45回長崎県地方港湾審議会
- ・平成24年 3月 交通政策審議会第4 回港湾審議会
- ・平成27年10月 第4 回長崎県地方港湾審議会

の議を経た厳原港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	-----	1
土地造成及び土地利用計画	-----	2

変更理由

巖原地区において、土地需要の変化に対応した土地利用を図るため、土地利用計画を変更する。

土地造成及び土地利用計画

土地需要の変化に対応した土地利用を図るため、巖原地区の土地利用計画を以下のとおり計画する。

(土地利用計画)

[単位：ha]

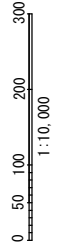
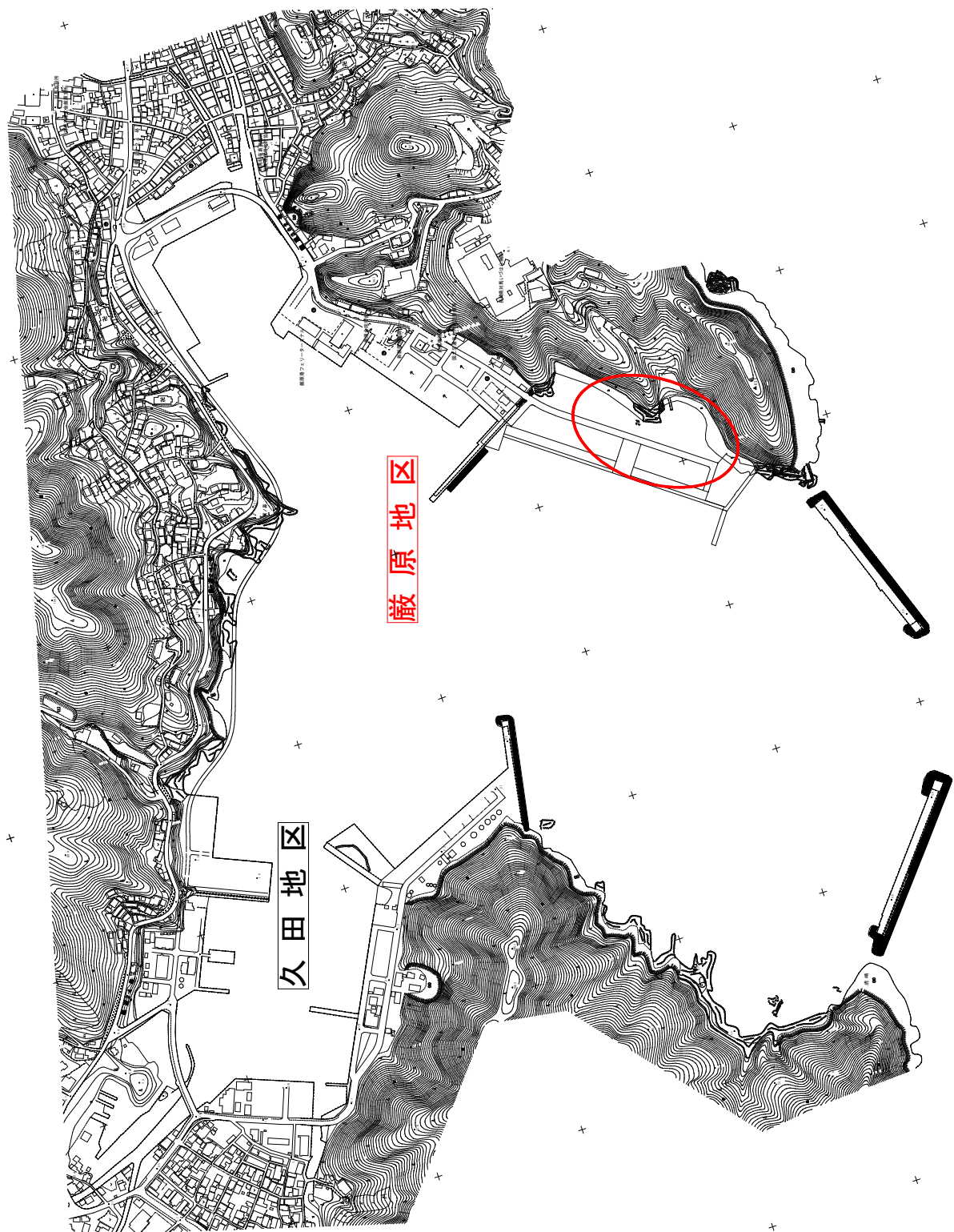
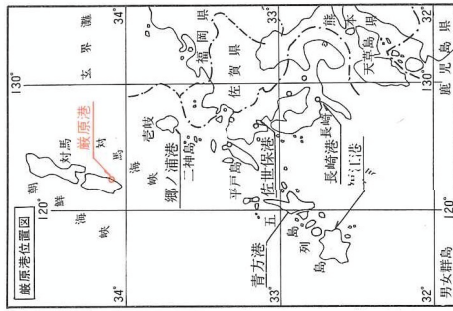
用途 地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交通機能用地	緑地	合計
巖原地区	(6) 6	(6) 6	(2) 2	(1) 1	(14) 14

注1. () は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2. 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

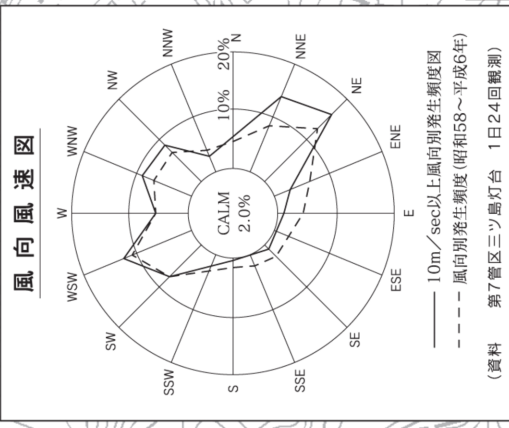
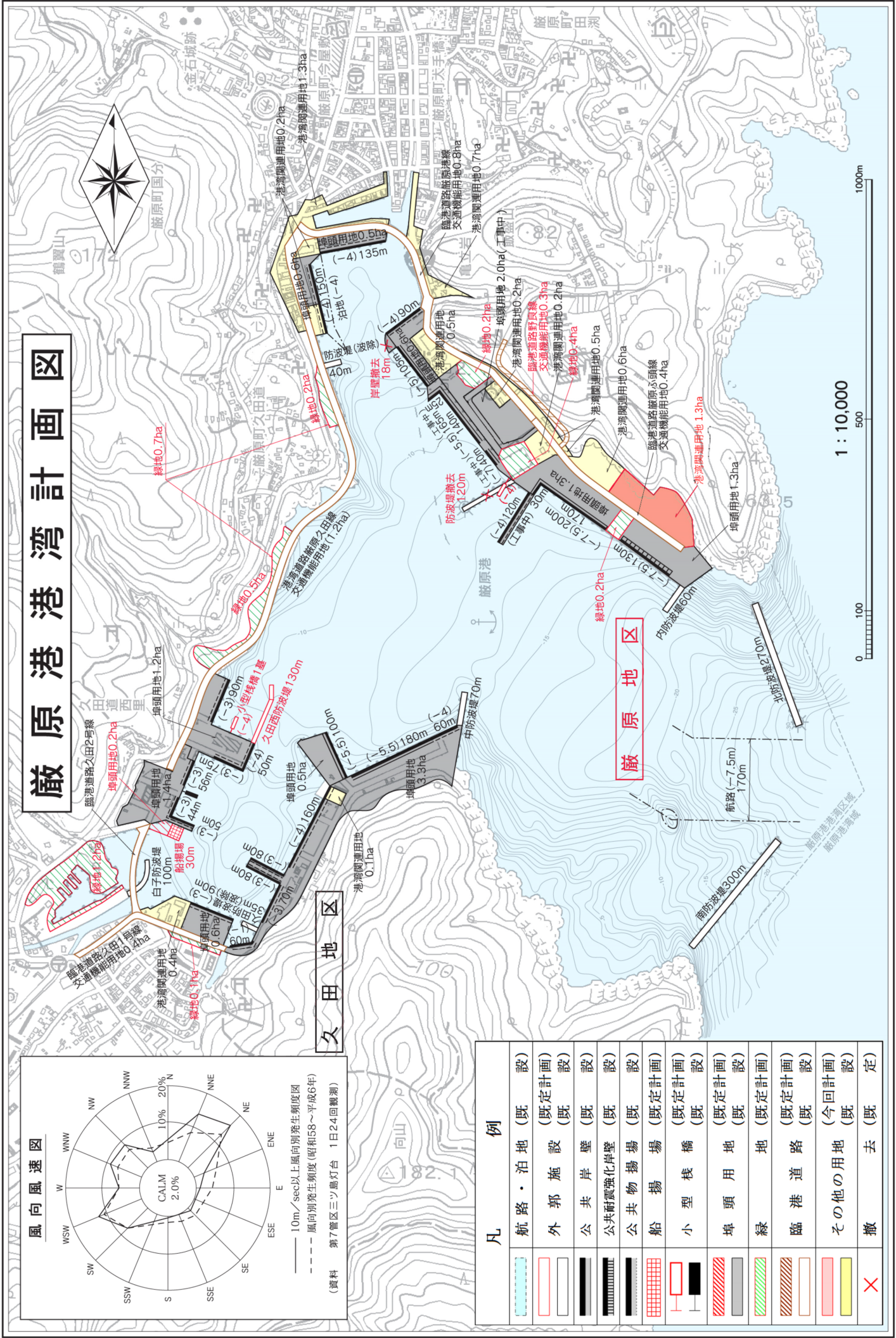
注3. 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない

敵原港港湾計画位置図



凡例：計画変更箇所 ○

廠原港灣計畫圖



凡例	例
	航路・泊地(既設)
	外郭施設(既定計画)
	公共岸壁(既設)
	公共耐震強化岸壁(既設)
	公共物揚場(既設)
	船揚場(既定計画)
	小型棧橋(既定計画)
	埠頭用地(既定計画)
	緑地(既定計画)
	臨港道路(既定計画)
	その他の用地(今回計画)
	撤去(既定)

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院長の2万5千分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平30情復、第789号)